

東京都市計画土地地区画整理事業の変更（東京都決定）

都市計画足立東部土地地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		足立東部土地地区画整理事業			
面 積		約 359.0 ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		補助線街路	第109号線	別に都市計画において定めるとおり	
		補助線街路	第140号線		
		補助線街路	第256号線		
		補助線街路	第257号線		
		補助線街路	第258号線		
		補助線街路	第259号線		
		補助線街路	第261号線		
		補助線街路	第262号線		
		補助線街路	第263号線		
	補助線街路	第274号線			
	公園及び 緑地	種 別	名 称	規 模	備 考
		街区公園	2・2・113号 六町公園	別に都市計画において定めるとおり	
		街区公園	2・2・116号 六木北公園		
		街区公園	2・2・123号 保塚公園		
街区公園		2・2・126号 神明二丁目公園			

公共施設の配置	公園及び緑地	街区公園	2・2・130号 境田公園	別に都市計画において定めるとおり	
		緑地	38号 葛西用水親水水路		
		緑地	69号 桑袋緑地		
	その他の公共施設	種別	名称	規模	備考
		都市高速鉄道	常磐新線（つくばエクスプレス）	別に都市計画において定めるとおり	
宅地の整備		土地利用計画、街区の規模等については、住宅地としての土地利用を考慮する。			

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理由：道路などの都市基盤が一定の水準に達しており、地区計画に整備手法を変更する区域及び土地区画整理事業の施行により整備が完了した区域を施行区域から削除する。

変更概要

足立東部土地区画整理事業				
施行区域	<p>削除する区域</p> <p>足立区 花畑一丁目、花畑八丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目各地内</p> <p>変更後の区域</p> <p>足立区 北加平町、佐野一丁目、佐野二丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目、神明南二丁目、辰沼二丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東六月町、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家四丁目、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、保木間一丁目、保塚町、南花畑一丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木四丁目、谷中四丁目、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目及び六町四丁目各地内</p>			
	事項	旧	新	比較増△減
施行区域面積	約 463.1 ha	約 359.0 ha	△ 約104.1 ha	